18　貨物船安全証書中「この証書は、……まで効力を有する。」の次に次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

この証書の根拠となる検査が完了した日……

19　貨物船安全証書のための設備の記録（様式C）中　2の表の9を削除し、10、10.1及び10.2をそれぞれ9、9.1及び9.2に繰り下げる。（平成十八年七月一日効力発生）

20　貨物船安全証書のための設備の記録（様式C）中　2の表の9.1を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

9.1　捜索救助位置表示装置の数

9.1.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（SART）

9.1.2　AIS捜索救助用位置指示送信装置（AIS－SART）

21　貨物船安全証書のための設備の記録（様式C）中　3の表の6を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

6　船舶の捜索救助位置表示装置

6.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（SART）

6.2　AIS捜索救助用位置指示送信装置（AIS－SART）

22　貨物船安全証書のための設備の記録（様式C）中　5の表の4の次に4.2として次のように加え、4（「船舶自動識別装置（AIS）」）を4.1とする。（平成二十年七月一日効力発生）

4.2　船舶長距離識別追跡装置

23　原子力旅客船に対する安全証書の様式は、次のとおりとする。（平成十八年七月一日、平成二十年七月一日、平成二十二年七月一日及び平成二十二年一月一日効力発生）

原子力旅客船に対する安全証書の様式

原子力旅客船安全証書

この証書は、設備の記録（様式PNUC）により補足される。

（公の印章）　　（国名）

国際／短国際[1]航海に対するもの

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、……の政府の権限の下に、……が発給する。

（国の名称）　　（権限を与えられた者又は団体）

船舶の要目[2]

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

総トン数……

認められた航行海域（第４章第２規則）……

国際海事機関船舶識別番号……

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合はその開始の日……

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が上記の条約第８章第９規則の規定に従つて検査されたこと。

2　原子力船であるこの船舶が、上記の条約第Ⅷ章のすべての規定に適合し、かつ、この船舶について承認された安全評価に合致したこと。

2.1　この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。

.1　原子力推進装置及び耐衝突構造を含む船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の圧力容器

.2　水密区画の配置及び詳細

.3　次の区画満載喫水線

指定され、かつ、船舶の中央において船側に表示される区画満載喫水線（第２－１章第18規則[3]）	フリーボード	他の用途に使用されることがある次の場所が旅客を積載する場所に含まれる場所に適用する。
P. 1	……	……
P. 2	……	……
P. 3	……	……

2.2　この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.3　この船舶が、放射線防護設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.4　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が上記の条約に定める要件に従つて備えられていること。

2.5　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条件に定める要件に従つて備えていること。

2.6　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.7　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.8　この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.9　この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

2.10　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

2.11　この船舶については、上記の条約第２－２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。[1]

2.12　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。[1]

この証書は……まで効力を有する。

この証書の根拠となる検査が完了した日：……

……において発給した。

（証書の発給の場所）

……　　……

（発給の日付）　　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

1）該当しないものを抹消すること。

2）船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

3）2009年１月１日前に建造された船舶については、区画満載喫水線として、C．１、C．２及びC．３を使用すべきである。